

新座市人事行政の運営等の状況

平成30年9月

新座市

目 次

1	職員の任免及び職員数に関する状況	1
(1)	職員の採用状況	1
(2)	再任用職員の状況	1
(3)	職位別任用状況	1
(4)	職員の退職の状況	1
(5)	部門別職員数の状況	2
2	職員の人事評価の状況	2
3	職員の給与の状況	2
(1)	人件費の状況	2
(2)	給与費の状況	3
(3)	平均給料月額及び平均年齢の状況	3
(4)	初任給の状況	3
(5)	経験年数・学歴別平均給料月額の状況	3
(6)	一般行政職の級別の状況	3
(7)	手当の状況	4
(8)	特別職の報酬等の状況	5
4	職員の勤務時間その他の勤務条件の状況	5
(1)	勤務時間の概要	5
(2)	休暇制度の種類等	5
(3)	年次有給休暇の取得状況	7
(4)	育児休業等の取得状況	7
(5)	その他の休業の取得状況	7
(6)	時間外勤務の状況	7
5	職員の分限及び懲戒処分の状況	8
(1)	分限処分の状況	8
(2)	懲戒処分の状況	8
6	職員のサービスの状況	8
(1)	職務専念義務免除の状況	8
(2)	営利企業等従事の許可状況	8
7	職員の研修の状況	8
8	職員の福祉及び利益の保護の状況	9
(1)	福利厚生制度に係る負担状況	9
(2)	公務災害等の発生状況	9
9	公平委員会の業務の状況	9

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 職員の採用状況

(単位：人)

	行政職					技能 労務職	合計
	事務 職員	技術職員					
		技師	保育士	保健師	看護師		
平成30年度	47 (29)	8 (1)	0 (0)	3 (3)	0 (0)	0 (0)	58 (33)
平成29年度	26 (11)	2 (1)	4 (4)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	33 (17)

(注) 1 ()内は、女性数を内書きしたものです。
2 各年度は、4月1日付で採用した職員数です。

(2) 再任用職員の状況

	フルタイム勤務職員	短時間勤務職員
平成30年度	6人(1人)	68人(20人)
平成29年度	8人(1人)	80人(23人)

(注) 1 「再任用職員」とは、高齢者雇用の推進等のため定年退職等のうち、改めて採用される職員であり、地方公務員法第28条の4の規定により採用されるフルタイム勤務職員と同法28条の5の規定により採用される短時間勤務職員です。
2 ()内は、女性数を内書きしたものです。

(3) 職位別任用状況

① 副課長相当職以上の任用状況 (平成30年3月末現在)

部長相当	副部長相当	課長相当	副課長相当	合計
13人 (2人)	24人 (3人)	54人 (9人)	134人 (43人)	225人 (57人)

(注) ()内は、女性数を内書きしたものです。

② 副課長相当職以上の昇任者数

部長相当	副部長相当	課長相当	副課長相当	合計
4人 (1人)	7人 (2人)	15人 (3人)	17人 (7人)	43人 (13人)

(注) 1 人数は、平成29年度中の昇任者数です。
2 ()内は、女性数を内書きしたものです。

(4) 職員の退職の状況

(単位：人)

	行政職					技能 労務職	合計
	事務 職員	技術職員					
		技師	保育士	保健師	福祉 介護員		
定年退職	2(1)	3(0)	0(0)	0(0)	0(0)	5(5)	10(6)
勸奨退職	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	1(0)	1(0)
自己都合退職	6(3)	2(0)	2(2)	2(2)	0(0)	1(1)	13(8)
その他(死亡・免職等)	1(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	1(0)
計	9(4)	5(0)	2(2)	2(2)	0(0)	7(6)	25(14)

(注) 1 退職者数は、平成29年度中における退職の状況です。
2 ()内は、女性数を内書きしたものです。

(5) 部門別職員数の状況

(単位：人)

区 分		職 員 数			対 前 年 度 増 減 数		
		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
一 般 行 政 部 門	議 会	8	8	8			
	総 務	1 6 1	1 5 8	1 7 5	△ 6	△ 3	1 7
	税 務	7 0	7 0	7 2	2		2
	民 生	2 6 5	2 5 7	2 6 7	2	△ 8	1 0
	衛 生	4 1	4 2	4 3		1	1
	労 働	0	0	0			
	農林水産	7	8	7		1	△ 1
	商 工 土 木	1 2 6 7	1 2 6 8	1 2 7 8	2 1		
小 計	6 3 1	6 2 3	6 6 2	1	△ 8	3 9	
特 行 政 部 門	教 育	1 0 8	1 0 8	1 1 0			2
	小 計	1 0 8	1 0 8	1 1 0			2
公 営 企 業 等	水 道	2 7	2 6	2 5		△ 1	△ 1
	下 水 道	1 2	1 2	1 4			2
	そ の 他	4 9	5 8	6 2	3	9	4
	小 計	8 8	9 6	1 0 1	3	8	5
合 計		8 2 7	8 2 7	8 7 3	4		4 6

(注) 1 職員数は、各年度4月1日現在の定員管理調査に基づく人数です。

2 職員数は一般職に属する職員数であり、地方公務員の身分を保有する退職者及び再任用フルタイム勤務職員は含み、派遣職員及び臨時又は非常勤職員を除いています。

2 職員の人事評価の状況

(平成30年度)

区 分	内 容
評価期間	平成30年4月1日～平成31年3月31日
対象者	臨時・非常勤職員を除く全職員
評価項目	①能力評価 標準職務遂行能力に基づき、職務遂行に関する能力及び意欲について評価する方法 ②業績評価 職務上及び職責上で要請される目標の達成及び成果について評価する方法

(注) 平成28年4月1日から人事管理の適正な運営を図るため、職員の人事評価を実施しています。

3 職員の給与の状況

(1) 人件費の状況 (平成29年度普通会計決算)

住民基本台帳人口 (H30.3.31現在)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 (B/A)	28年度の 人件費率
人	千円	千円	千円	%	%
165,552	56,145,631	2,417,800	6,765,899	12.0	13.4

(注) 人件費には、特別職に支給される給料、報酬などを含みます。

(平成29年度水道事業会計決算)

歳出額 A	人件費 B	人 件 費 率 (B/A)	28年度の 人 件 費 率
千円	千円	%	%
3,598,801	211,837	5.9	6.0

(2) 給与費の状況 (平成30年度一般会計当初予算)

職員数 A	給 与 費				一人当たり給与費 (B/A)
	給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
819人 (63)	千円 2,940,024	千円 808,388	千円 1,233,078	千円 4,981,490	千円 6,082

- (注) 1 職員手当には退職手当を含みません。
 2 () 内は、再任用短時間勤務職員を外書きしたものです。
 3 給与費には、再任用短時間勤務職員の給与費を含みますが、一人当たり給与費の職員数には、再任用短時間勤務職員を含みません。

(平成30年度水道事業会計当初予算)

職員数 A	給 与 費				一人当たり給与費 (B/A)
	給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
23人 (3)	千円 92,646	千円 25,466	千円 38,402	千円 156,514	千円 6,805

(3) 平均給料月額及び平均年齢の状況

一般行政職		技能労務職	
平均給料月額	平均年齢	平均給料月額	平均年齢
294,000円	38歳	325,500円	53歳4月

(注) 額及び年齢は、平成30年4月1日現在の給与実態調査に基づくものです。

(4) 初任給の状況 (平成30年4月1日現在)

区 分		新 座 市	国
		初 任 給	初 任 給
一般行政職	大学卒	185,800円	179,200円
	高校卒	151,500円	147,100円

(5) 経験年数・学歴別平均給料月額の状況

区 分		経験年数	経験年数	経験年数	経験年数
		7～10年未満	10～15年未満	15～20年未満	20～25年未満
一般行政職	大学卒	243,300円	272,700円	322,600円	371,900円
	高校卒	217,100円	—円	287,000円	334,600円

- (注) 1 額は、平成30年4月1日現在の給与実態調査に基づくものです。
 2 経験年数とは、卒業後直ちに採用され引き続き勤務している場合は、採用後の年数をいいます。

(6) 一般行政職の級別の状況

区 分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	計	
標準的な職務内容	主事補	主事	主任	係長	副課長	課長	副部長	部長		
職員数	47人 (0)	147人 (0)	165人 (28)	78人 (6)	74人 (17)	32人 (12)	18人 (0)	11人 (0)	572人 (63)	
構成比	8.2% (0.0)	25.7% (0.0)	28.9% (44.5)	13.7% (9.5)	12.9% (27.0)	5.6% (19.0)	3.1% (0.0)	1.9% (0.0)	100% (100)	
参 考	1年前の構成比	4.4% (0.0)	26.3% (0.0)	28.4% (50.0)	14.0% (8.1)	15.4% (27.4)	6.0% (14.5)	3.6% (0.0)	1.9% (0.0)	100% (100)
	5年前の構成比	4.4% (0.0)	29.0% (1.7)	21.3% (69.0)	12.0% (5.2)	19.9% (24.1)	5.7% (0.0)	4.9% (0.0)	2.8% (0.0)	100% (100)

- (注) 1 新座市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職名です。
 3 一般行政職572人は、平成30年4月1日現在の給与実態調査に基づく、再任用フルタイム勤務職員を含む職員数です。
 4 () 内は、再任用短時間勤務職員を外書きしたものです。

水道企業職の級別の状況

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	計	
標準的な職務内容	主事補	主事	主任	係長	副課長	課長	副部長	部長		
職員数	3人 (0)	8人 (0)	3人 (1)	3人 (0)	5人 (2)	2人 (0)	0人 (0)	1人 (0)	25人 (3)	
構成比	12.0% (0)	32.0% (0)	12.0% (33.3)	12.0% (0)	20.0% (66.7)	8.0% (0)	0.0% (0)	4.0% (0)	100.0% (100.0)	
参考	1年前の構成比	8.0% (0)	40.0% (0)	16.0% (66.7)	8.0% (0)	16.0% (33.3)	8.0% (0)	0.0% (0)	4.0% (0)	100.0% (100.0)
	5年前の構成比	7.4% (0)	22.2% (0)	25.9% (80.0)	3.7% (20.0)	26.0% (0)	3.7% (0)	7.4% (0)	3.7% (0)	100.0% (100.0)

(7) 手当の状況

① 期末手当・勤勉手当（平成30年4月1日現在）

新 座 市		国
	期末手当	勤勉手当
6月期	1. 225月分	0. 900月分
12月期	1. 375月分	0. 900月分
計	2. 600月分	1. 800月分
職制上の段階、職務の級及び成績率等による加算措置		有

② 退職手当（平成30年4月5日現在）

新 座 市		国
(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置 2%～45%加算		
退職時特別昇給 なし		
一人当たり	(普通退職)	(勸奨・定年退職)
平均支給額	1,533,867円	17,842,647円

(注) 1 退職手当の一人当たり平均支給額は、平成29年度中に退職した全職種に係る職員に支給された平均額です。

2 普通退職に死亡退職は含まれていません。

③ 地域手当（平成30年4月1日現在）

支給対象地域	全地域
支給率	10%
支給実績（平成29年度）	311,396千円
支給対象職員一人当たり平均支給年額（平成29年度）	383,965円

④ 特殊勤務手当（平成30年4月1日現在）

区 分	全 職 種
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成29年度）	8.0%
支給実績（平成29年度）	1,608千円
支給対象職員一人当たり平均支給年額（平成29年度）	23,641円
手当の種類（手当数）	6
主な手当の名称	社会福祉業務手当、汚物処理手当、特殊現場作業手当等

⑤ その他の手当 (平成30年4月1日現在)

区分	内 容	
扶養手当	① 配偶者	6,500円
	② 扶養親族一人につき	
	・子	10,000円
	特定期間の加算 16歳から22歳まで	5,000円
	・父母等	6,500円
住居手当	① 住宅に対し家賃を支払っている者 最高限度	27,000円
	② 所有権を有し世帯主の者	4,000円
通勤手当	① 交通機関利用者	実費
	② 交通用具利用者	
	・片道2～3km	2,000円
	・片道3km以上	2,000円に距離1kmを加えるごとに550円を加算

(8) 特別職の報酬等の状況 (平成30年4月1日現在)

区分	給料・報酬	期末手当
市長	918,000円	6月期1.575月分
副市長	767,000円	12月期1.725月分
教育長	702,000円	計 3.300月分
議長	463,000円	6月期1.575月分
副議長	420,000円	12月期1.725月分
議員	400,000円	計 3.300月分

※市長及び副市長並びに教育委員会教育長の給与の支給の特例に関する条例の規定により、平成30年度においては、市長及び副市長は、給料月額に100分の90、教育長は給料月額に100分の95を乗じて得た額を支給

区分	給 料
市長	826,200円
副市長	690,300円
教育長	666,900円

4 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間の概要 (平成30年4月1日現在)

勤務時間	1週間当たり38時間45分
	1日の勤務時間 午前8時30分から午後5時15分まで (原則として月曜日から金曜日まで)
休憩時間	午後零時から1時間

※勤務時間及び休憩時間は、職務の特殊性又は勤務公署の特殊の必要性により別に定めることができます。

(2) 休暇制度の種類等 (平成30年4月1日現在)

種類	概要等	給与支給の有無
年次有給休暇	労働基準法等の規定により、心身の疲労を回復させ、労働力の維持培養を図るため 付与日数は一の年度につき20日	有給
病気休暇	負傷又は疾病のために勤務することができない職員に対し、医師の証明等に基づき、最小限度必要と認められる期間、その治療に専念させるため	有給
特別休暇	特別の事由により職員が勤務しないことが相当である場合 ※特別休暇の種類等は、別表のとおり	有給
介護休暇	配偶者、子、職員又は配偶者の父母などの者で、負傷、疾病又は老齢により2週間以上にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合	無給

組合休暇	職員団体の業務又は活動に従事するため	無給
------	--------------------	----

特別休暇の種類

(職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第14条第2項(抜粋))

種類	日数等																															
選挙権等公民権の行使の場合	その都度必要と認める期間																															
裁判員、証人等として官公署へ出頭する場合	その都度必要と認める期間																															
出産の場合	出産予定日6週間前から産後8週間を経過するまでの期間																															
妊娠又は出産に関し健康診査を受ける場合	1回につき1日の範囲内でその都度必要と認める時間 妊娠6月までは4週間に1回 妊娠7月から9月までは2週間に1回 妊娠10月から出産までは1週間に1回 産後1年まではその間に1回																															
妊娠中の職員の通勤に伴う母体又は胎児の健康保持に影響があると認める場合	正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、1日を通じて1時間を超えない範囲内でそれぞれ必要と認める時間																															
生後1年に達しない子を育てる場合	1日2回それぞれ30分間																															
生理日における勤務が著しく困難な場合	3日の範囲内においてその都度必要と認める期間																															
忌引の場合	次に定める期間 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2">死亡した者</th> <th colspan="2">日数</th> </tr> <tr> <th>血族</th> <th>姻族</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">配偶者</td> <td colspan="2">10日</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1親等</td> <td>直系尊属(父母)</td> <td>7日</td> <td>3日(7日)</td> </tr> <tr> <td>直系卑属(子)</td> <td>5日</td> <td>1日(5日)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">2親等</td> <td>直系尊属(祖父母)</td> <td>3日</td> <td>1日(3日)</td> </tr> <tr> <td>直系卑属(孫)</td> <td>1日</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>傍系者(兄弟姉妹)</td> <td>3日</td> <td>1日(3日)</td> </tr> <tr> <td>3親等</td> <td>傍系尊属(伯叔父母)</td> <td>1日</td> <td>1日</td> </tr> </tbody> </table> <p>※()内は、職員と生計を一にしていた場合</p>	死亡した者		日数		血族	姻族	配偶者		10日		1親等	直系尊属(父母)	7日	3日(7日)	直系卑属(子)	5日	1日(5日)	2親等	直系尊属(祖父母)	3日	1日(3日)	直系卑属(孫)	1日	—	傍系者(兄弟姉妹)	3日	1日(3日)	3親等	傍系尊属(伯叔父母)	1日	1日
死亡した者				日数																												
		血族	姻族																													
配偶者		10日																														
1親等	直系尊属(父母)	7日	3日(7日)																													
	直系卑属(子)	5日	1日(5日)																													
2親等	直系尊属(祖父母)	3日	1日(3日)																													
	直系卑属(孫)	1日	—																													
	傍系者(兄弟姉妹)	3日	1日(3日)																													
3親等	傍系尊属(伯叔父母)	1日	1日																													
配偶者、父母及び子の祭日の場合	それぞれ1日																															
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による健康診断等の場合	その都度必要と認める期間																															
災害による現住居の滅失・破壊の場合	1週間の範囲内においてその都度必要と認める期間																															
結婚の場合	7日の範囲内においてその都度必要と認める期間																															
職員の配偶者が出産した場合	3日の範囲内においてその都度必要と認める期間																															
妻の産前産後の期間に、出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため、勤務しないことが相当であると認められるとき	当該期間内における5日の範囲内の期間																															
小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が、その子の看護のため勤務しないことが相当であると認められる場合	一の年度において5日(子が2人以上の場合は10日)の範囲内の期間																															
要介護者の世話のため勤務しないことが相当であると認められる場合	一の年度において5日(要介護者が2人以上の場合は10日)の範囲内の期間																															
心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実を図る場合	一の年度の7月から9月までの期間内における原則として連続する5日の範囲内の期間																															
災害又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難な場合	その都度必要と認める期間																															
災害時において、通勤途上における	その都度必要と認める期間																															

身体の危険を回避する場合	
職員の配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に骨髄液を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等をする場合	その都度必要と認める期間
職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで、社会に貢献する活動を行う場合で、その勤務しないことが相当であると認められるとき	一の年度において5日の範囲内で必要と認める期間

(3) 年次有給休暇の取得状況

	市長部局ほか		水道企業職	
	平均取得日数	前年対比	平均取得日数	前年対比
平成29年度 (平成29年4月1日から平成30年3月31日)	10.2日	△6.4%	14.2日	15.4%
平成28年度 (平成28年4月1日から平成29年3月31日)	10.9日	12.4%	12.3日	8.8%

各年度は4月1日から翌年3月31日までの期間

(4) 育児休業等の取得状況

		育児休業(人)		前年度対比(%)	部分休業(人)		前年度対比(%)	育児短時間勤務(人)		前年度対比(%)
		うち新規			うち新規			うち新規		
平成29年度	取得者数	50	25	△21.9	42	19	2.4	0	0	△100
	うち女性	49	24	△22.2	41	19	5.1	0	0	△100
	男性	1	1	0.0	1	0	△50	0	0	0.0
平成28年度	取得者数	64	28	10.3	41	23	36.7	1	0	△50.0
	うち女性	63	27	12.5	39	22	34.5	1	0	△50.0
	男性	1	1	△50.0	2	1	100.0	0	0	0.0

※「育児休業」とは、職員が任命権者の承認を受けて、その3歳に満たない子を養育するため、子が3歳に達する日までの期間を限度として職務に従事しないことができます。給与は無給

※「部分休業」とは、職員が任命権者の承認を受けて、その小学校就学前の子を養育するため1日の勤務時間の一部(2時間を限度)について勤務しないことができます。給与は減額

※「育児短時間勤務」とは、職員が任命権者の承認を受けて、その小学校就学前の子を養育するため、1か月以上1年以下の期間において、条例で定める勤務形態(週19時間30分から週23時間45分勤務)を選択して勤務することができます。給与は勤務時間に応じて支給

(5) その他の休業の取得状況(平成29年度)

区分	件数
自己啓発等休業	0人
配偶者同行休業	0人
修学部分休業	0人

(6) 時間外勤務の状況

1人当たり月平均時間外勤務時間

		第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	計	前年度対比
		(4~6月)	(7~9月)	(10~12月)	(1~3月)		
市長部局ほか	平成29年度	12.2時間	8.9時間	10.9時間	11.7時間	10.8時間	3.8%
	平成28年度	12.4時間	8.6時間	9.9時間	10.5時間	10.4時間	△21.8%
水道企業職	平成29年度	10.0時間	4.8時間	8.9時間	10.2時間	8.5時間	26.9%
	平成28年度	10.2時間	5.9時間	6.8時間	4.0時間	6.7時間	△17.3%

5 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分の状況

① 降任、免職の状況（平成29年度）

区分	勤務成績がよ くない場合	心身の故障のた め職務遂行に支 障がある場合	その職に必要 な適格性を欠 く場合	定数の改廃等 による場合	計
降任	0人	0人	0人	0人	0人
免職	0人	0人	0人	0人	0人

② 休職の状況（平成29年度）

病気休職	刑事休職	計
15人	0人	15人

(2) 懲戒処分の状況（平成29年度）

区 分	免職	停職	減給	戒告	計
一般服務関係	0人	0人	0人	0人	0人
交通事故・交通法規違反関係	0人	0人	0人	0人	0人
公務外非行関係	0人	0人	0人	0人	0人
監督責任関係	0人	0人	0人	0人	0人
計	0人	0人	0人	0人	0人

6 職員のサービスの状況

(1) 職務専念義務免除の状況（平成29年度）

区 分	件 数
研修参加	1件
厚生事業参加	3件
その他任命権者が定める場合 ・屋内消火栓操法技術大会等	7件

(2) 営利企業等従事の許可状況（平成29年度）

許可件数	許可事例
8件	国民生活基礎調査調査員、調理実習講師等

7 職員の研修の状況

（平成29年度）

区 分	講座数	受講者数	研修日数（延べ）	
集合研修	18	834人	37日	
派遣研修	85	132人	184日	
広域連合	階層別研修	11	137人	29日
	専門研修	26	35人	87日
	産民学官・ 政策課題研究	1	2人	12日

（注）「広域連合」とは、彩の国さいたま人づくり広域連合において実施する研修に参加することをいいます。

8 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 福利厚生制度に係る負担状況

区 分	平成29年度決算額
共済組合負担金	967,950,107 円
職員厚生費 ・ 人間ドック受診助成事業	5,011,938 円

※「共済組合負担金」とは、職員が加入する埼玉縣市町村職員共済組合に、使用者である市が負担金として支出しているもので、同組合の事業を運営する費用は、当該負担金と組合員である職員の掛金で賄われています。なお、負担金及び掛金の率は、法定されています。

(2) 公務災害等の発生状況（平成29年度）

区 分	件 数
公務災害	5 件
通勤災害	2 件

9 公平委員会の業務の状況

（平成29年度）

業務の種別	件 数
職員の勤務条件に関する措置の要求の状況	0 件
職員に対する不利益処分に関する不服申立ての状況	0 件
職員の苦情の処理の状況	1 件